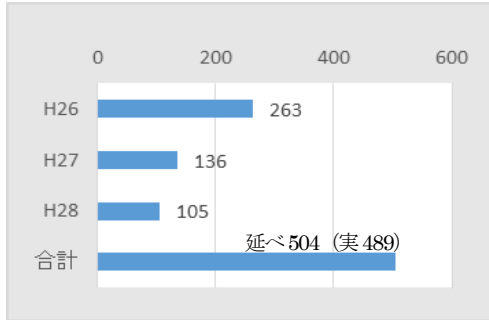


農地中間管理事業の推進状況及び今後の対応について

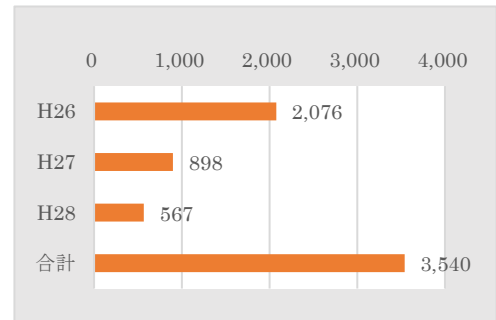
1 総括表

(1) 借受希望

- 3年累計で489経営体から3,540haの借受希望。県内の担い手に対し、制度は一定の浸透。
- 今後、集積目標の達成、円滑なフリーマッチング実施に当たっては、更なる掘り起しが必要
- なお、3か年の実績等を踏まえ、現時点の借受希望面積等を確認中



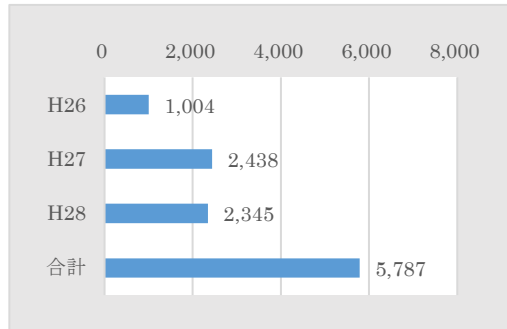
借受希望経営体数



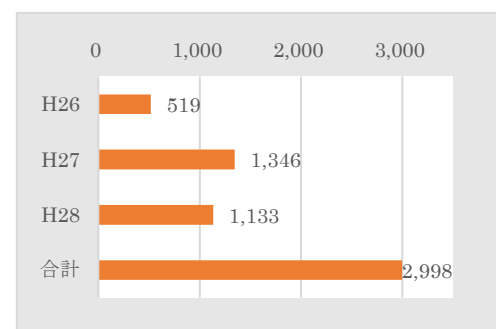
借受希望面積 (ha)

(2) 貸付希望

- 3年累計で5,787農家から2,998haの貸付希望。
- 農業従事者の高齢化、不在地主の増加等により、経営面積縮小、離農の加速化が懸念され、事業に対する潜在ニーズは、徐々に大きくなっていくものと推測



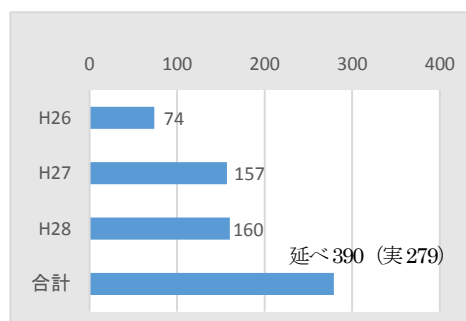
貸付希望農家数



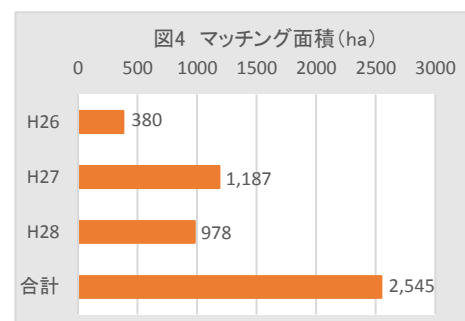
貸付希望面積 (ha)

(3) マッチング

- 平成28年度目標1,400haに対し978haの実績。達成率70%
- 3年累計で279経営体に対して2,545haのマッチングの実績。農地面積の4.5%
- 借受申込のあった489経営体のうち、210経営体(43%)995haについてはマッチングできていない



マッチング経営体数



マッチング面積 (ha)

2 マッチングの詳細

(1) 経営体別

区分	経営体数	配分面積 (ha)				左のうち「新規集積」 (ha)			
		H26	H27	H28	計	H26	H27	H28 (見込)	計
集落法人 (ぐるみ)	97	249	836	667	1,752	122	283	107	512
集落法人 (担い手)	37	92	214	196	501	68	125	73	267
(集落法人計)	(134)	(341)	(1,050)	(863)	(2,254)	(190)	(408)	(180)	(778)
農業参入企業	12	0.3	19	32	52	0.3	18	32	50
認定農業者 (法人)	12	8	36	20	64	8	9	5	23
認定農業者 (個人)	89	29	73	51	153	25	34	38	97
新規就農者 (個人)	9	0.2	1	4	6		1	2	3
J A	1		0.2		0.2				0
その他	22	3	8	9	19		3	8	12
計	279	380	1,187	978	2,545	223	473	266	962

(注) 経営体の区分は、申込時点ではなく、現時点での経営類型で整理した。

- 3年累計で、279経営体に2,545haの配分面積となった。そのうち、担い手以外から担い手に集積された「新規集積面積」は、38%の962haである。
- 経営体別には、集落法人のウエイトが高く、経営体数で全体の48%、配分面積で同89%、新規集積面積では同81%のシェア。
- 農業参入企業の実績も増加し、認定農業者(個人)にも定着しつつある。

① 集落法人

	新規設立		既存法人の規模拡大		計	
	法人数	面積	法人数	面積	法人数	面積
集落法人 (ぐるみ)	18	(287) 349ha	79	(225) 1,403 ha	97	(512) 1,752 ha
集落法人 (担い手)	6	(71) 82	31	(196) 419	37	(267) 501
計	24	(358) 431	110	(420) 1,823	134	(778) 2,254

(注) 1 面積の上段かっこ書きは新規集積(見込)面積である。

2 新規設立面積については、設立後の規模拡大面積もカウントした。

- 24法人(431ha)の新規設立に貢献しているが、年度別にみると、H26:10法人(189ha)⇒H27:13法人(216ha)⇒H28:1法人(26ha)と伸び悩んでいる。
- 県内の集落法人が272法人、経営面積6,413ha(H28.9.21現在)であることから、農地中間管事業の利用率は、法人数で49%、面積で35%に達している。
- 集落法人の新規集積(見込)面積は778ha中、新規設立法人(24法人)分は358haであり、残り420haは既存法人(110法人)の規模拡大面積である。

② 農業参入企業

- H26:1社0.3ha⇒H27:6社19ha⇒H28:7社32ha利用と増加傾向。9市町で利用。

③ 認定農業者

- 法人 H26:4法人8ha⇒H27:9法人36ha⇒H28:5法人20ha利用。
- 個人 H26:21人29ha⇒H27:42人73ha⇒H28:44人52ha利用と着実に定着。10人以上は4市町(庄原市10,安芸高田市21,北広島町18,世羅町14)。

④ 新規就農者

- H26:1人0.2ha⇒H27:3人1ha⇒H28:6人5haと利用拡大。6市町で利用。

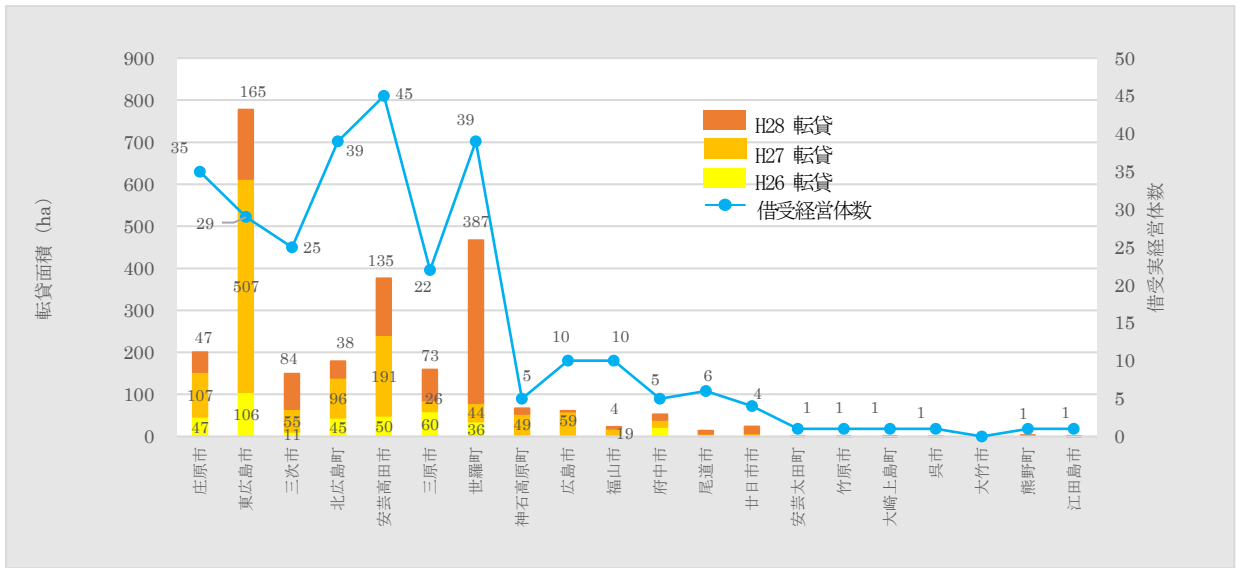
(2) 重点項目別

	経営体数				面積 (ha)			
	H26	H27	H28	計	H26	H27	H28	計
1 大規模な農地集積	0	9	2	実数 10	0	57	14	70
2 集落法人設立・規模拡大	43	82	85	実数133	340	1,005	858	2,203
3 認定農業者・新規就農者等への集積	31	66	73	実数136	40	125	107	272
計	74	157	159	実数279	380	1,187	978	2,545

(注)1 経営体の区分は、申込時点ではなく、現時点での経営類型で整理した。

2 1 (大規模な農地集積) には2 (集落法人…), 3 (認定農業者…) と重複する経営体があるが、1で整理した。

(3) 市町別



■ 市町ごとに年度によって取組に差。

■ H28 はH27 年に比べ全体が減少する中で、**世羅町(+342ha, 873%)**、**三原市(+46ha, 278%)**、**三次市(+29ha, 154%)** 等では大幅増加。

これら市町では、H28 年度から新たに既存集落法人の契約更新時の規模拡大・付替を推進。

■ 100ha 超えの市町は7 市町。いずれも、**水田地域**、**圃場整備の進んだ地域**。世羅町・東広島市では、農地面積の1 割を超え、圃場整備面積の約2 割の水準。

■ H28 は、新たに江田島市、大崎上島町で実績。残る大竹市も農地集積の具体化が進行中。

■ 果樹地域での利用、新規就農者の農地確保に利用増加。

【新規集積面積】

■ 新規集積(見込)面積でみると100ha 超えの市町は6 市町。

積極的な「人・農地プラン」の話し合いの結果が実績につながっている。

市町	新規集積面積 (ha)	農地面積割合 (%)	圃場整備面積割合 (%)
庄原市	175.0	2.4	3.7
東広島市	166.4	2.3	4.1
世羅町	132.0	3.9	5.8
北広島町	117.9	3.0	3.9
安芸高田市	116.3	2.6	3.8
三原市	104.9	2.1	3.5
県計	962	1.6	3.5

2 29年度の事業実施方針

(1) 基本姿勢

事業による担い手への**農地集積目標面積**は、昨年度同様**1,400ha**とする。

事業推進に当たっては、引き続き、**人・農地プラン**の話し合いを通じた**地域内合意**を基本とし、**次の3本柱**により推進するものとする。

- ① 産地育成につながる大規模な農地集積
- ② 集落法人の新設・規模拡大につながる農地集積
- ③ 新規就農者・認定農業者等への農地集積、分散錯ほの解消

(2) 重点項目別の実施方針【拡充】

① 産地育成につながる大規模な農地集積

- ・ 事業化された地区の対応のほか、**新たな地域**、品目の**団地整備の掘起し**に対して積極的に支援
特に、**農地ナビ**等を活用した**新たな貸付農地の確保**

② 集落法人の新設・規模拡大につながる農地集積

- ・ 従来の法人化の働きかけに加え、**新たな集落営農の仕組みづくり**に対して関係者と連携した支援
- ・ 既存法人についても、**担い手間の利用権交換を推進**
将来の担い手間での農地の分散錯ほの解消を見越した**付替（併せて規模拡大）を推進**

③ 新規就農者・認定農業者等への農地集積、分散錯ほの解消

- ・ **新規就農者育成対策**に対し、**制度設計時から連携強化**
- ・ 既存の認定農業者等についても、**担い手間の利用権交換を推進**
将来の担い手間での農地の分散錯ほの解消を見越した**付替（併せて規模拡大）を推進**
- ・ 認定農業者・農業参入企業等のニーズに沿った広域的マッチングの検討・モデル実施

(3) 具体的取組方法【新規・拡充】

① 地域単位の担い手育成対策への参画

- ・ 地域戦略組織、果樹産地協議会等の担い手育成対策との連携強化
- ・ 農地利用最適化推進委員と連携したマッチングの実施

② 人・農地プランに併せた取組み

- ・ 広域的な経営規模拡大希望情報の提供による人・農地プラン作成・見直の促進

③ マッチングの実施

- ・ **フリーマッチングの全市町展開**。特に、担い手リスト・農地ナビを活用した農地利用最適化推進委員と地域駐在コーディネータと連携した取り組み

④ 重点実施区域の運営

- ・ 柑橘地域、担い手間で分散錯ほの解消を目指す地区等を設定

⑤ 啓発活動の推進

- ・ 農業関係団体と機構活用の連携協定締結
- ・ 出し手に対する事業PRの強化

⑥ 機構の推進体制の充実

- ・ 市町等業務委託の強化
- ・ 地域駐在コーディネータの強化（県域・市町・重点地区担当）

(4) 制度・事務処理【改善】

① 借受希望者要件の広域適用

② 事務処理の効率化・安全確保

- ・ 事務手続期間の短縮
- ・ 各種情報・契約管理の外部委託

(5) 推進スケジュール

別紙のとおり